

原爆は人間として受忍できない

～被爆 40 年「原爆被害者調査」ストーリー～

2016. 4. 23 濱谷 正晴

当日は、主にパワーポイントを使って発表を行った。容量の大きい動画を盛り込みすぎたせいか、スムーズな再生ができず、見づらく・聞き苦しいプレゼンになってしまった。配布したプリント(レジューメ&別紙資料)のままでは、写真や映像の内容をお伝えできないため、このレポートは、パワーポイントの写真や別紙資料から必要なデータを加えて組み替えるとともに、石田忠一橋大学名誉教授の生前の映像は文字に起こして挿入することにした。

はじめに

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が被爆 40 年（1985 年）に実施した「原爆被害者調査」はこれまで三度（下記）、テレビ・ドキュメンタリーに。膨大な調査票（13,168 票×28 頁＝およそ 37 万ページに及ぶ）の一部が画面に映し出された。

- ・『なぜ、助けられなかったのか』（NHK、1990）
- ・『被爆者“こころ”の記録』（NHK広島、1995）
- ・『ヒロシマ』（TBS、2005）



選択回答(数値データ)と「ことば」(自由記述)

“どういう被爆者がどういう証言をしているか。背景がわかる証言。”（石田忠）



➤一橋大学社会調査室を経て、「原爆と人間アーカイブ」で保管。将来、「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産の継承センター」へ移管予定

I. 成り立ちのストーリー

- A. 《調査票をいただきました。読んだだけで眠れない夜が続いています。どうかこの調査だけはお許しください。…自分の精神状況がどうなるかわかりませんので。》
- B. 《思い出したくないこと、隠したいことを記入する調査で苦しいが、ここまでしなければ原爆の被害がはっきりしないのですね。》

- 1) 《被爆 40 年》 厚生省・昭和 60 年度実態調査 vs 日本被団協・独自調査
〈国家の立場〉 ⇔ 〈人間の立場〉

★調査の争点

- 1 《原爆とは、人間にとって「受忍」しうるものか》
* 基本懇による「受忍」意見 (1980) ⇔ 『原爆被害者の基本要求』(1984)
- 2 《とらえるべきは、要救済状態（ニーズ）か、原爆被害か》
* 「高齢化した被爆者の現状」(厚生省昭和 60 年調査)

★調査の目的

- ①《40 年後の今なお続く被爆者・遺族の苦しみや不安を 原爆被爆との関連で明らかにする》
- ②《それらの被害が どれほど人間性に反するものであるか を明らかにする》

↓

調査票：人間として「受忍」できない「苦悩としての原爆体験」に 分け入る

2) 礎としての調査仮説（群）

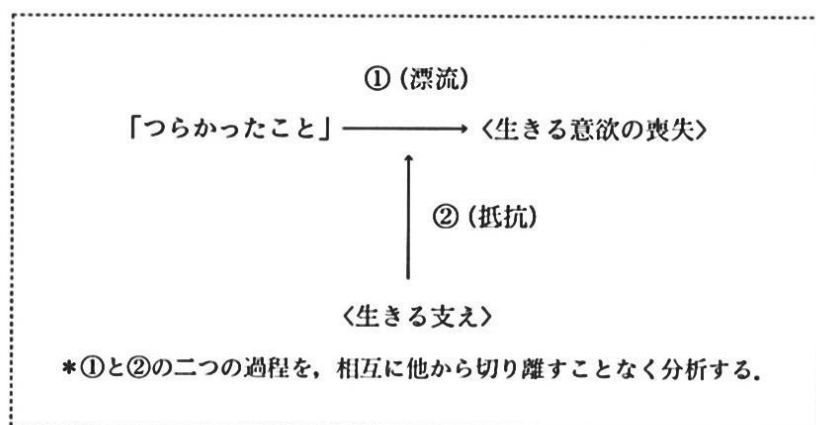
1. 「被爆者要求調査」(被団協 1983～84) 報告書『いま、被爆者が願っていること』の構成
 2. 「原爆死没者・遺族調査」(被団協 1982～) にもとづく〈原爆死〉に関する仮説
 3. 『典型』における原爆体験の全体像 (石田忠 1975、1977「生活史調査」)
 4. 1977 国際シンポジウム「一般調査」にもとづく〈惨苦の生〉に関する作業仮説 (濱谷)
- +
- 被爆者団体等による調査の蓄積 (本学習懇談会のシリーズ 1 で紹介)

3) 調査票づくり ～企画部会と被爆者との往復運動～

☆パイロット・サーヴェイ

- ・ 1985.05 日本被団協第 30 回総会 「独自調査」の実施決定
- ・ 07.07 原爆被害調査特別委員会&企画部会・推進部会設置
- ・ 08.27 「原爆被害者調査」の要綱の作成
- ・ 09.06 調査票案&「調査企画メモ」(石田)の検討
- ・ 09.08 全国代表者会議(東京) 原案に記入
- ・ 09.15 九州ブロック講習会(長崎) 原案記入
- ・ 09.24 広島で説明会
- ・ 09.25 上記をふまえ「改訂方針」を討議
- ・ 10.05 関東甲信越ブロック講習会(新潟)で改訂案に記入
- ・ 10.10 上記をふまえ、改訂案の修正作業
- ・ 10.18 岩佐・濱谷で最終案詰める(金沢)
- ・ 10 月下旬 調査票(成案)の印刷&「調査の手引き」作成

4) 原爆被害者調査：調査の枠組み



図A 「原爆被害者調査」の分析の枠組み(作成：石田忠)

★改訂作業のポイント

- 個々の被害事実（問2～17）→**自覚された苦しみ**→〈生きる意欲の喪失〉
- 「つらかったこと」⇒〈生きる意欲の喪失〉⇒〈生きる支え〉

★構成

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 〈心の傷痕〉 | 「あの日の出来事」(問4)、「死の恐怖」(問6-4) & 問18・19 |
| 2 | 〈原爆死〉 | 「昭和20年内の死者」(問5)、「21年以降の死者」(問13) |
| 3 | 〈惨苦の生〉 | 「傷害」「急性症」(問2・3)→「その後の健康」(問6)→調査時
「生活苦」(問7)
「学業－就職－結婚－家庭生活－子育ての悩み」(問8～問12)
「不安」(問17) |
| 4 | 〈生きる意欲の喪失〉 | 「つらかったこと」(問18) 「生きる意欲の喪失」(問19) |
| 5 | 〈生きる支え〉 | 「生きる支え」(問20)
「証言の有無」「原爆投下」「核再使用の不安」他(問21～問24)
「「受忍」論」「援護法に求めるもの」ほか(問25～問27) |
- [調査票は回覧(省略)]

5) 調査の規模(対比)

	1977 一般調査	1985 原爆被害者調査
調査票回収数	1万人余り	13,168人(+非被爆遺族200余)
実施した都道府県	39都道府県(+群馬、鹿児島)	47都道府県すべて
実施主体	都道府県の推進委員会	日本被団協
調査員	ボランティア(3000人以上)	被爆者団体の役員+協力者
記入済み調査票	各県で保管	日本被団協に集中

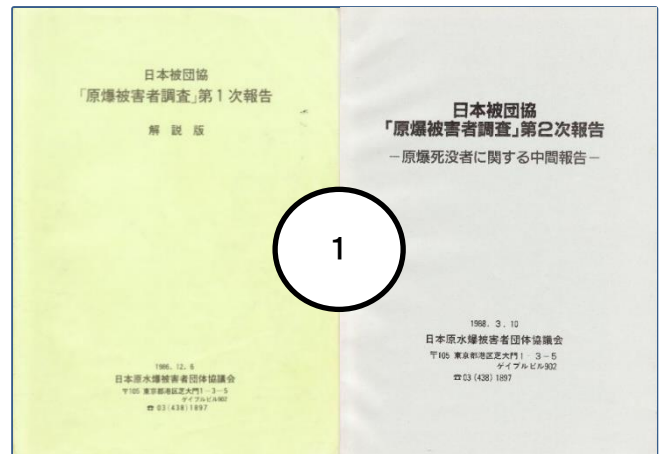
II. 報告・活用・普及のストーリー

「原爆被害者調査」のデータは、多様な形態（報告書、資料集、単行本、パンフレット etc.）で発表された。ここでは、主なものを表紙の画像で紹介する。

1) 調査報告書

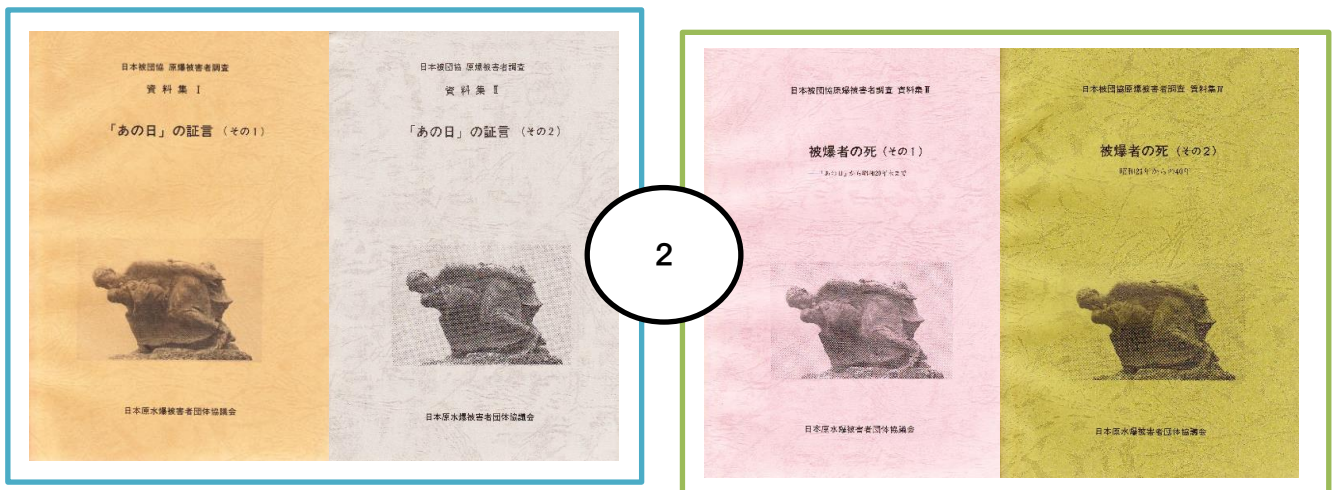
『第1次 回答者（生存者）データ』

『第2次 原爆死没者に関する中間報告』



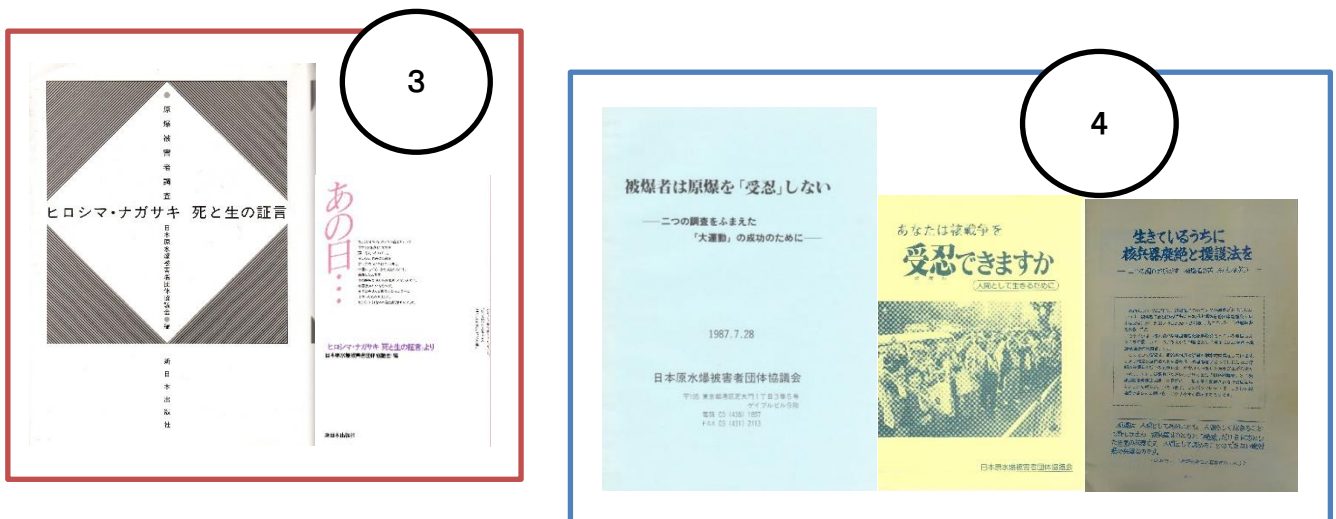
2) 自由記述回答の資料集

『「あの日」の証言』（Ⅰ：500例、Ⅱ：500例） ／ 『被爆者の死』（Ⅰ、Ⅱ）



3) 単行本 『ヒロシマ・ナガサキ 死と生の証言』『あの日…』（新日本出版社）

4) 運動パンフレット 『被爆者は原爆を「受忍」しない』『あなたは核戦争を受忍できますか』 etc.

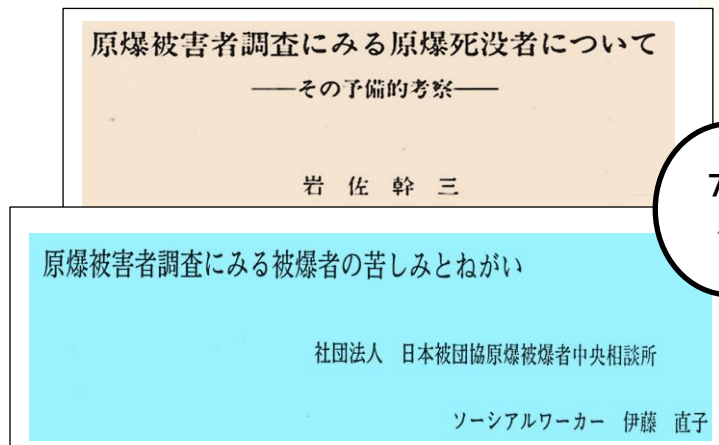
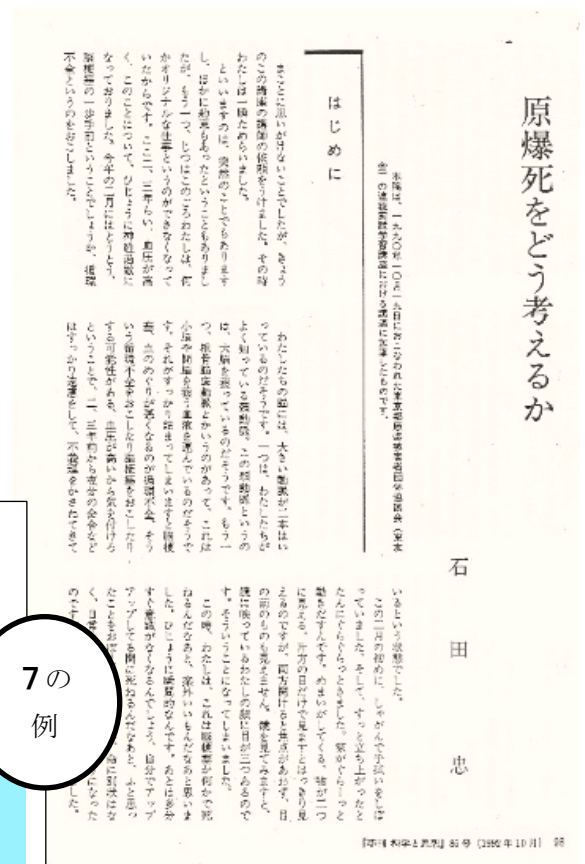
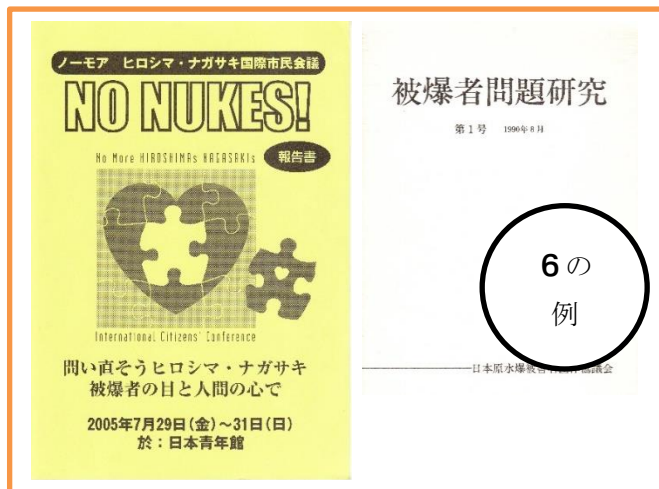


5) 地域の会による報告書 (一部)



6) 研究会・シンポジウム等での発表

7) 個人論文 etc.



■『原爆被害者調査』が明らかにしたこと

「被爆者の死と生」と題するレジュメ（以下に転載）は、調査委員の一人、故石田忠一橋大学名誉教授が 1987 年 12 月、秋田で開かれた東北ブロックの被爆者相談事業講習会で行った講演の「参考資料」である。第二次報告および第一次報告の要点を統合した構成になっている。

（※講演の詳細は、右の『中央相談所報 No. 15』（1988）を参照。）



＝参考資料＝

レジュメ 被爆者の死と生 —＜原爆＞の反人間性—

石 田 忠

はじめに

「日本被団協」は昭和 61 年 11 月から翌年 3 月にかけて「原爆被害者調査」を実施して、原爆生存者 13,168 人と同じく死没者 12,726 人に関する情報をあつめることができた。

以下は、この調査結果に基づき、「被爆者の死と生」にあらわれた「＜原爆＞の反人間性」について、その概要を述べようとするものである。

1. ＜むごい死＞

i) 「あの日」の死

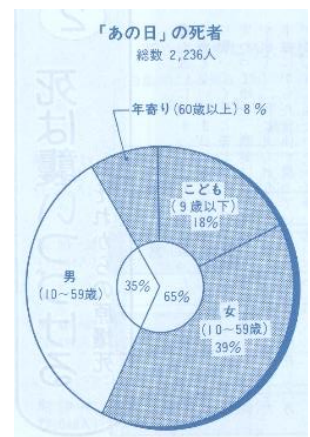
☆ 「あの日」（昭和 20 年 8 月 6 日広島、9 日長崎）の死者の三分の二は、9 歳以下のこども（「あの日」の死者の 18 %）、10～59 歳の女（39%）と 60 歳以上の年寄り（8%）であった。これらの人たちの大半（60%以上）は、にげるいとまもなく倒壊家屋の下敷きとなり、助け出されることもなく、生きながら火に焼かれた。＜原爆＞は、あらゆる社会機能を破壊したから、消火、救援等いかなる組織的活動も不可能であった。

☆ 「絶滅主義」としか言いようのない殺戮と破壊は＜地獄＞—人間にとっての極限状況—を現出した。そのなかでは肉親をも火の中に残して逃げるよりほかはなかった。＜死の恐怖＞にかられ—自己保存の衝動に圧倒されて—こえてはならない一線をこえる。「あの時私はすでに人間ではなくなっていた」という思いを今に残す生存者は決して少なくない。その＜心の傷＞に苦しむ被爆者は、あれから 40 年たった今日においても全体の 23 %に及んでいる。

☆ 家族に看とられながら逝くことのできた死者は全体の 4 %にすぎず、42 %は今日もって行方不明である。遺族にはその死を確かめようすべもなく、彼らの死を受容しようがない。その最期のときをさまざまに想像しては苦しむのである。

☆ 「あの日」の死の形のむごかったこと—それは、もはや「人間としての死」と呼べるようなものではなかった。

「ちぎれたような、半分首だけあるような死体だの、手足のもげたような死体だの。」



「自転車にかけたままの真黒いかたまり。まさか人間だとは思いませんでした。」
これらの死の様相は、生存者に＜モノとしての死＞のイメージを残した。

ii) それからの死

- ☆ 「あの日」以後も死者は続出し、8月末までには、「大けが」、「大やけど」にかわって急性原爆症が死因の 60 %を占めるに至った。

この間人々は、自分の周りの人がバタバタ死んで行くのを見つめながら、今度は自分の番ではないかという＜死の恐怖＞に襲わ

れた。その恐怖におののきながら、己れの死を待つのみであった。

- ☆ 昭和 21 年以降における被爆者の死について、遺族の 9 割は、それが原爆と関係があるのではないか—はつきりそうだとする者 58 %、ないとはいえない者 31 %—、即ち＜遅れた原爆死＞であるという疑いを抱いている。昭和 21 年以降の死の 90 %以上（今日では 95 %）は「病気」によるものであるが、昭和 30 年以降急増した「白血病、癌」が原爆と関係があることは疫学的に証明されているところである。そうだとすれば、その他の「病気」も原爆とは関係がないとはなかなか言い切れない。まして被爆後の体調のくずれが続いていたり、その症状が被爆当時にみたそれに似ていたりする場合、原爆症の疑いは容易に確信となる。
- ☆ 死者の 90 %以上は亡くなるまで苦しみに苦しみぬいた。そのあげくに＜遅れた原爆死＞をとげたのである。「病気との闘いの日々であった」もの 29 %、「被爆を境に弱くなった」とするもの 23 %、「原爆症の不安、恐怖に脅えて」いたもの 9 %等々といった状態である。

表 3 死の恐怖 複数選択あり(%)

当日 (死者数)	① 圧 焼 死(58)	② 爆 死(43)	③ 大やけど(11)
1 週間以内(709)	① 大やけど(68)	② 原 爆 症(17)	③ 大 け が(16)
2 週間以内(331)	① 大やけど(48)	② 原 爆 症(38)	③ 大 け が(21)
8 月末まで(258)	① 原 爆 症(59)	② 大やけど(34)	③ 大 け が(29)
9 ～ 12月(521)	① 原 爆 症(63)	② 大やけど(18)	③ 大 け が(14)

2. ＜むごい生＞

- ☆ 死者の亡くなるまでの苦しみはそのまま、原爆生存者の持続する苦しみを示している。生存者にとっての苦しみの最たるものは、「具合が悪くなると被爆のせいでは……と気になる」とか「いつ発病するかかわらないので不安」といった、「健康にかかわる不安」である。その他「生活の不安」や、「子や孫の健康、将来にかかわる不安」があり、原爆生存者の 74 %がこのような＜不安＞に苛まれている。

表 1.1 不安の内容

不安があるという方に伺います。

「どんなことが不安なのですか（2つ以上をえらんでもかまいません）」

イ	いつ発病するかかわらないので不安だ	4,904 人	52 %
ロ	ぐあいが悪くなると、被爆のせいでは……と 気になる	5,813	62
ハ	一生なおらないのでは、と不安になる	2,299	24
ニ	もし働けなくなったら……と不安になる	1,844	20
ホ	老後の生活が不安だ	3,108	33
ヘ	自分が死んだら……と、のこる家族のことが 心配だ	1,393	15
ト	被爆した肉親の、健康や将来のことが不安だ	922	10
チ	戦後うまれの子供や孫の健康が不安だ	2,557	27
リ	戦後うまれの子供や孫の将来のことが不安だ	1,194	13
ヌ	その他	137	1

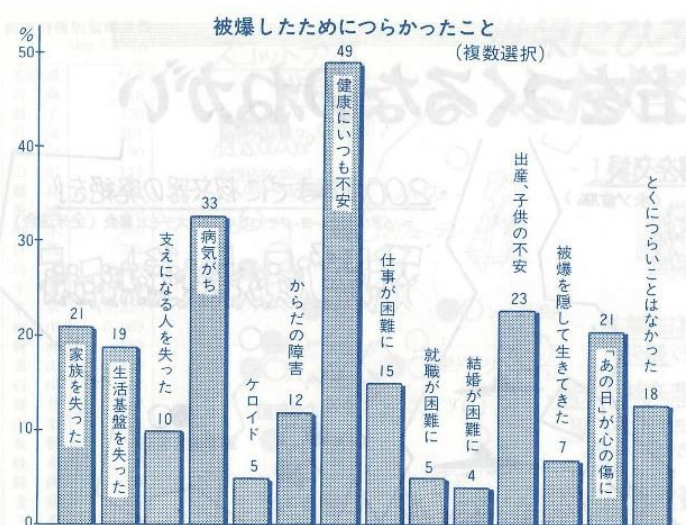
回答者 9,397 人＝100

☆ 被爆者であるが故の〈不安〉は、急性症状のあった者の場合はその 87 %にみられるところである。不安の強さに差はあるが、急性症状のなかった者にも、その 58 %にみられるものである。原爆放射線をあびているということを、前者は確かなる現実として認めざるを得ず、後者もまたその可能性を否定することができないのである。

このように被爆者の〈不安〉には客観的な根拠があるのであり、したがって〈不安〉もまた原爆被害であるといわなければならない。

☆ 原爆死没者の死が〈遅れた原爆死〉であったという疑いは、容易に、生存者を〈遅れてくる原爆死〉への不安に誘うものとなる。「癌」が原爆症の象徴となった今日では、〈原爆症の不安〉が〈死の恐怖〉をとまなうとしてもそれはむしろ当然というべきである。

戦争が終わって 40 年になるというのに被爆者は〈遅れてくる原爆死〉—戦死—の恐怖におそわれるのである。



☆ 被爆者として生きるといことがこのようなものであるとすれば、ついには〈生きようとする意志〉を崩壊させられ、〈生きる意欲〉を喪失するものがあるとしても、それは決して不思議ではない。この喪失体験は原爆生存者の 25 %、4 人に 1 人がもっている。〈死の恐怖〉を伴う「病気」とのたたかいの日々が長くつづくとき、人はやがて「治る見込みはない」という絶望に陥るであろうことは理解に困難なことではない。また「病気がちで家族にたえず迷惑をかけ」、やがては「家族内の不安・離婚などにより心の支えを失う」ということもあるので

表 15. そう思った(思う)のは、なぜですか

(複数選択可)

イ	家族を原爆でなくし、こころの支えをうしなったから	877人	30%
ロ	毎日がずっと病気とのたたかいであったから	1,120	38
ハ	生涯、なお見こみがたいから	851	29
ニ	死をみつめて生きる苦しさ、たえられなくなって	337	11
ホ	被爆によって、自分の夢や人生の目標がたちきられたから	976	33
ヘ	病気がちで、家族にたえず迷惑をかけるのが心苦しくて	1,002	34
ト	家庭内の不和、離婚などにより、こころの支えをうしなったから	184	6
チ	あの日体験に、こころをさいなまれて	630	21
リ	被爆者だといわれたり、見られたりするのにたえられなくて	282	10
ヌ	その他	163	6
計		6,421	

回答者 2,931人 = 100%

ある。

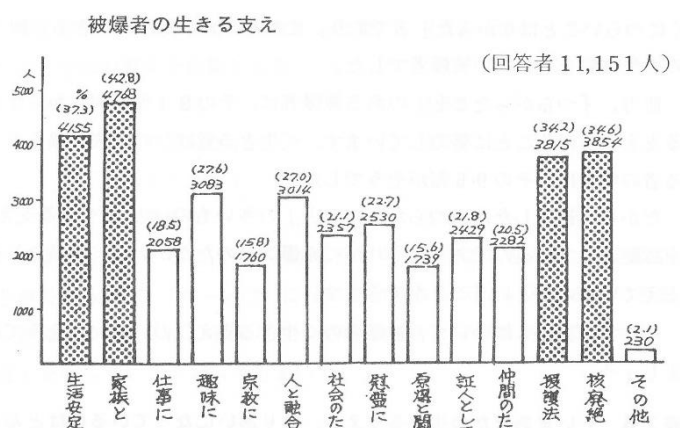
3. 被爆者のたたかい

- ☆ 以上述べたところに明かなように、原爆は人間として死ぬことも、人間として生きることも許さない—その意味において反人間的な一兵器であるというべきである。

「地獄」での〈人の非人間化〉とか、〈生きる意欲〉の喪失とかは、原爆が人間の「受忍」限度をこえる被害をもたらすものであることを端的に示している。

- ☆ そうだとすれば、被爆者は一人ひとりが、彼らから〈生きる意欲〉を奪い取るような力に抗ってたたかわざるを得ない。彼らにとってはそれが〈生きる〉ということである。このたたかいを支えるもの—「生きる支え」—として被爆者があげるものに、大きく分けて、二つある。一つは「家族に囲まれ」「安定した生活」をきずくこと（回答者の43%）であり、いま一つは「援護法制定」、「核兵器廃絶」のために力を致すこと（35%）である。

己が身をもって体験した〈地獄〉を二度とだれにも味わわせない、それだけが、原爆がもたらした、〈むごい死〉と〈むごい生〉とに意味を与えるすべとなる。



※表やグラフは、『中央相談所報 No. 15』および、被団協のパフレット『あなたは核戦争を受忍できますか』（1988）から、濱谷が挿入してみたもの。グラフ「被爆したためにつらかったこと」に直接対応する文章はレジュメにはないが、講演では「むごい生」の冒頭に挙げられている。

Ⅲ. 解説と再分析のストーリー

～ “原爆体験は、被爆者の思想的営為を活性化し、それに方向性を与える、～

1997年7月19日、沓石会（石田忠ゼミナールの卒業生の会）は、先生を囲む会を開いた（国立市内の佐野書院）。「81歳と半年」この日の演題は、「被爆者と私—原爆体験の思想化」であった。Ⅲのストーリーは、石田忠自身のことばで語ってもらうことにする（ビデオ録画より音声のみ抜粋）。

〔Part 1〕意味がある問題を発見したら、必死に取り組む

私は何かを考え始めると、その結論が出るまでは、ほかのことができない性分。今日もこれから若

千の統計表などに基づいて話をするわけですが、私は、1枚の統計表を前にして、そいつを見て、わかるまで、半日、1枚の統計表を見ていて飽きないんです。

私が追究して来た被爆者問題にも30年の年月が経った。最近10年は、日本被団協の調査、ひたすら、統計と取っ組んでいる。なぜそれほどに被爆者問題に懸命になっているか。(恩師の山中篤太郎先生は)自分が問題を感じず、それと取っ組むことに意味がある、そういう問題を発見したら、その問題と必死に取り組んでほしい。こと、その問題に関しては、学者としての良心に恥じないだけの努力をやってくれればいい、と。

被爆者に接して私が一番ショックをうけたのは、国の戦争責任を追求している、ということなんです。国の戦争責任を追求するというのは、国の立場を超えたところに被爆者は立って議論をしている、ということです。おじさん、おばさんが国の立場を超えたところから議論をしておる。そういう、おじさん、おばさんたちに生まれる考え方、民衆思想というものに、いったいそれほどの根拠があるのだろうか、どういう根拠があってそういう風に考える(のか)、そういう風に主張することが正しいのだろうか、どうだろうか。その問題に、私は、自分の問題として取っ組まざるを得なかった。

昭和40年に、私が、厚生省の調査委員に任命されて入っていったわけですが、その争点というのは、国家補償か、社会保障か、そのどちらなんだ、というのが私にとっては大きな問題。被爆者対策の原理は何であるべきか、を決めるために調査をすべきだ、と一生懸命に主張したが、通らなかった。

【Part 2】統計集：原爆体験の思想化

厚生省による「昭和40年調査」から20年後、日本被団協の「原爆被害者調査」に携わった石田は、第



1次・第2次報告書をもとに「被爆者の生と死」を考察(前項で紹介)した後、「1985被団協調査」データのより深い読解へむかっていく。再分析作業は、『あの日の証言』に収録された1000事例のデータ分析から始まった。そこでの試行作業を経て、2004年、最終的に6744事例を分析対象とする1551の表がまとめられた。『統計集(原爆体験の思想化)』全8巻(第1巻～第7巻&別巻)は徹頭徹尾、統計表のみで構成。石田が熟考を重ねたアイディア(仮説を含む)は手書きもしくは口頭で伝えられ、原人会※の沼崎保

宏がコンピューターを駆使し集計を一手にひきうけた。統一的な整表はすべて有富由紀が担った。

※原人会:正式名称は、一橋大学〈原爆と人間〉研究会。経常メンバーは石田忠、濱谷正晴、栗原淑江、奥田妙子、沼崎保宏、有富由紀の6人。1987年に30人余りの一橋大学の職員・助手有志がバックアップ・メンバーとなり、「原爆被害者調査」データの集計・整理作業を支えてくださった。

★分析対象集団をどのようにして確定したか:被団協調査13,168人のうち、私が分析対象にしたのは6,744名。なぜ、これだけ減ったか、というと、被爆者の思想的営み、被爆者が生きていける思想をつくりあげていける、そのプロセスを分析するには、どういう点をおさえたらそれを理解することができるか、をまず考えた。そのポイント、ポイントをおさえている調査項目に「NA」のある人(=回答がない人)は除こう(下記▼-B)。もう一つ、問4に「証言」を書いていただけなかった方を除こう(下記▼-D)。証言の中に、人間という言葉を使っている方(がいるなど)、人間の立場に立つということがなかつ

たら、原爆がどういうものかわからない。証言はそれを確かめることができる。

▼分析対象集団の確定 ～1000 事例分析から（7054 を経て）6744 集団の分析へ～

A. 13168 : 「被団協調査」回答者数

B. 2910 : 総括表の作成に必要な6つの問い＊、いずれかにNAの者

＊問6(4):〈死の恐怖〉、問17:〈不安〉、問18:「つらかったこと」、問19:〈生きる意欲〉
の喪失、問20:〈生きる支え〉、問27:つぐない(「国の責任を明確に」)

C. 10258 : A-B、完全回答者

D. 3514 : 問4に記述のない者

E. 6744 : C-D

★被爆者の思想形成過程を分析するためにおさえたポイントがどこにあるか。⇒「総括表」。

表1-1 総括表

被害層	総数	生の喪失体験のある者	国の責任を問う者	類型A・B	類型E・F
VII	200 (100.0)	71%	82%	87%	6%
VI	502 (100.0)	58%	70%	81%	10%
V	832 (100.0)	45%	58%	72%	16%
IV	1223 (100.0)	35%	45%	61%	24%
III	1304 (100.0)	23%	37%	48%	34%
II	1117 (100.0)	17%	32%	40%	45%
I	889 (100.0)	11%	25%	27%	58%
O	677 (100.0)	4%	19%	21%	64%
計	6744 (100.0)	27%	41%	50%	35%
IV～VII	2757 (100.0)	45%	56%	70%	18%
O～III	3987 (100.0)	16%	30%	37%	47%

被害層：被爆者の原爆体験の重さと深さによって、被爆者を8つの層 [VII～O] に分けた。30 万人の被爆者は30 万通りの被害を受けていると言われるように、6744 名の人達も、被害の受け方で分類していくと、6744 通りの被害の受け方がある。6744 名の被爆者の被爆の状態をどうつかむか、どういう風に分類するか。そこから方法論が始まっているわけです。

原爆体験が、被爆者の思想的営為を活性化していく。しかも、その体験がどうであるかによって、思想的な営みがどういう方向へ進んでいくか、決まってくる。

そこで、私は、被爆者の体験を大きく二つに分けた。

「あの日」の体験と、それから今日までの、「それから」の体験。

「あの日」の体験をとらえるには、どういう調査項目をおさえたらいいか。あの時の、死んだ人の死に様を見ると、今でもぞっとする、という人が居ます。ある状態を思い出すと、そのときの恐怖がよみがえってくる、というのは心の傷を受けているということ。40 年後の被爆者に対して生きている体験は何か。その心の傷として、①あの当時の死を思い出すと、ぞっとする人とそうでない人、②原爆や核兵器に対する報道を見聞きすると、あの日を思い出して死の恐怖がよみがえってくる [問6-4]。この2つの指標であの日の体験の程度、量を測る。「深さ」というのは、③あの日の出来事が深く心の傷になって、それ

が、私はとてもつらかった、と答えた人。つらかったと言っている人と、そう言っていない人とでは、こちら [つらかった] のほうが体験が深いだろう [問 18]。つらかっただけではなくて、あの日の体験に心を苛まれて、生きているのがいやになった、という人がある。その人はもっと体験が深い、ととらえることができる [問 19]。

いま一つは、「それから」における、被爆者の原爆に遭ったための苦しみは何か。被爆者は、体の具合が悪くなったりするとすぐ、手を見る。当時、斑点が出るほどの症状があった人は、助からなかった。原爆症が出てきやせんか…。病気になるば、原爆症ではないかという不安。原爆症になったら生活できなくなる、という不安。そういう不安の人生を被爆者は生きている。大きく分けて、④健康上の不安、いまひとつは⑤遺伝の不安。そしてもうひとつ、⑥現に「病気がちに」になった [いずれも問 18]。こういう3つの要素の組み合わせで、被爆者は戦後苦しんでくる。この3つに加えて、その不安が極めて大きかった、それほどでもなかった人がある。その不安の大小⑦を加えることによって、体験の量的な重さと深さを測ることが出来る。

「あの日」が3つ、「それから」が4つ。この7つをどのように受けているか。

生の喪失体験：原爆が人間に与えた被害は、生きようとする意志を崩壊させる。不安と絶望に追いやる。

[総括表の左から3列目] “「被爆して、こんなに苦しみを受けるくらいなら、死んだ方がましだ」、「いっそあの時、死んでいればよかった」と思うことがありますか？」 (問 19)

原爆体験が重くて深くなればなるほど生きる意欲の喪失体験が増えていく。

[層 0 : 4%→層 I : 11%→層 II : 17%→層 III : 23%→層 IV : 35%→層 V : 45%→層 VI : 58%→層 VII : 71%]

国の責任：生きる意欲の喪失体験をもっている人、あるいは、被害層の高い人ほど、4列目、「国の責任」を問うている人 [問 27] の比率が多くなる。

[層 0 : 19%→層 I : 25%→層 II : 32%→層 III : 37%→層 IV : 45%→層 V : 58%→層 VI : 70%→層 VII : 82%]

注意してほしいのは、被害層が、上から下へ下がっていくにつれて、それに対応して（%が）下がってくる。下がったり上がったりしてない。

生きる支え：「いま生きる支え・はり合いは何か？ 自分の生の意味を何に求めているか。」 [問 20] これは、思想を表わすものであるわけです。

「被爆の証人として語り継ぐこと」

「援護法制定の日まで生きぬくこと」

「核兵器をこの地球上からなくすために生きること」

この3つのすべてが生きる支えと答えている人、それが、類型 A。そのうちのどれか1つ、あるいは2つを生きる支えに入れている人が B。

総括表へ返ると、類型 A・B、あの3つの支えを3つとも、あるいはそのどれかを支えにしている人、一口に言って、〈反原爆〉の人というのは、層の高い人ほど率が高い。ずうーっと、1つも乱れない。原爆体験と、〈反原爆〉との間には、つながりがある、ということです。

[層 0 : 21%→層 I : 27%→層 II : 40%→層 III : 48%→層 IV : 61%→層 V : 72%→層 VI : 81%→層 VII : 87%]

要するに、この総括表というのは、私のテーマが成り立つかどうか。この原爆体験というのが、被爆者の思想的な営みを活性化し、それに方向性を与えていく、という仮説を立てていいんじゃないかと考えた。

【Part3】証言を読む

そういう仮説が生まれたのは、8000人[問4の記入者数8281人]の「あの日」の証言を読んでいて、私のイメージの中に、ある物語が浮かんでくる。要するに、証言に書いてあることは、あの日、見たこと・感じたこと・自分がやったことを証言してる。ああ、そうか、被爆者は、こういうのを見て、こういう風に感じたから、こういうことをしたんだな、というのが浮かんでくる。それが仮説を生み出していく。統計分析に入る前段階というのは、「あの日」の証言を読んで、並べてみて、関係を探っていった。それを〈地獄の復元〉としてまとめていった。そういう物語が思い浮かばないと、社会調査というのはできない。非常に膨大な混沌としたものの中から、ある絵を思い浮かばして来る。そこで、そうじゃないかという仮説が立ったら、それを統計で検証していかななくてはいけない。

石田は、「6744枚の調査票にもとづいて、そこを分析していったのはじめて仕事が終わる。その仕事を終えるのに10年かかりました。」と述懐する。以下、そのプロセスを簡単に振り返っておこう。

▼『「あの日」の証言』1000事例分析

被害	総数	生きる意欲の喪失体験のある者	国の責任を問うている者	類型A・B	類型E・F
	人 %	人 %	人 %	人 %	人 %
Ⅶ	33=100	30(90.9)	32(97.0)	32(97.0)	1(3.0)
Ⅵ	125=100	71(56.8)	83(66.4)	103(82.4)	8(6.4)
Ⅴ	139=100	72(51.8)	90(64.7)	105(75.5)	15(10.8)
Ⅳ	195=100	79(40.5)	84(43.1)	117(60.0)	48(24.6)
小計	492=100	252(51.2)	289(58.7)	357(72.6)	72(14.6)
Ⅲ	177=100	47(26.6)	74(41.8)	81(45.8)	59(33.3)
Ⅱ	143=100	25(17.5)	47(32.9)	64(44.8)	58(40.6)
Ⅰ	122=100	20(16.4)	34(27.9)	32(26.2)	60(49.2)
0	66=100	4(6.1)	12(18.2)	11(16.7)	38(57.6)
小計	508=100	96(18.9)	167(32.9)	188(37.0)	215(42.3)
計	1000=100	348(34.8)	456(45.6)	545(54.5)	287(28.7)

左の表は、原人会がワープロ入力した資料集『「あの日」の証言』に収録された1000事例分析により作成された、「総括表」の原型である。この表について、石田は、こう述べている。

——以上、被爆者のうけた〈心の傷〉、のがれようもない〈不安〉、そしてひきつづく〈惨苦の生〉についてみて来ました。そしてこれらをもとらえる指標として7つの

調査項目を特定することができました。それぞれの項目は原爆被害をおさえたものであります。被爆者はこれらの被害のいろいろな組み合わせに苦しんでいるわけですが、各自のあげる項目の数によって、一人ひとりがうけた原爆被害の大きさ又は重さを測ることができます。（石田忠「原爆は人間に何をしたか」『平和教育』39、1990.10）

▼「あの日の証言」分析

（a）〈地獄〉の復元

次ページの目次は、「あの日の証言分析ノート」の構成を示したものである。石田忠は、「はじめに」

地獄の復元

—「あの日の証言」分析ノート—

石田 忠

はじめに

方法について

1. 原爆は人間に何をしたか

1) 原爆の威力

i. 熱線

ii. 爆風

iii. 火災

iv. 放射線

2) 〈人の非人間化〉

i. 社会の破壊

ii. 「死との遭遇」

iii. 「無感動」

① 究極の恐怖

② 反応

イ. ショック

ロ. 内面的死

③ 自己保存の衝動

iv. 〈地獄〉

3) 心の傷

i. 〈人間への回帰〉

ii. 罪意識

① 自分だけ助かって

② 水をやったので

③ 水をやらなかったので

④ 助けられなかったので

⑤ 助けずに逃げたので

⑥ 自分に責任がある

2. 人間は原爆に何をなすべきか

1) 二つの型

2) 原爆批判

3) 「生存者使命」

にこう記した。

「戦争は平和の時代に準備される。そうだとすれば、平和の時にこそ戦争への感度を鋭くしていかなければならないであろう。

戦争は、これまで、主としては政治、軍事の問題として取り上げられてきた。しかし今日においては、その人間的な側面にこそ目を向けるべきである。戦争そのものがそのようなものになってしまったからであり、それを明らかにしたのが、アウシュビッツであり、南京でありそしてヒロシマ、ナガサキであった。

原爆とは、人間にとって何であったのか、その人間的意味を追求する所以はここにある。」

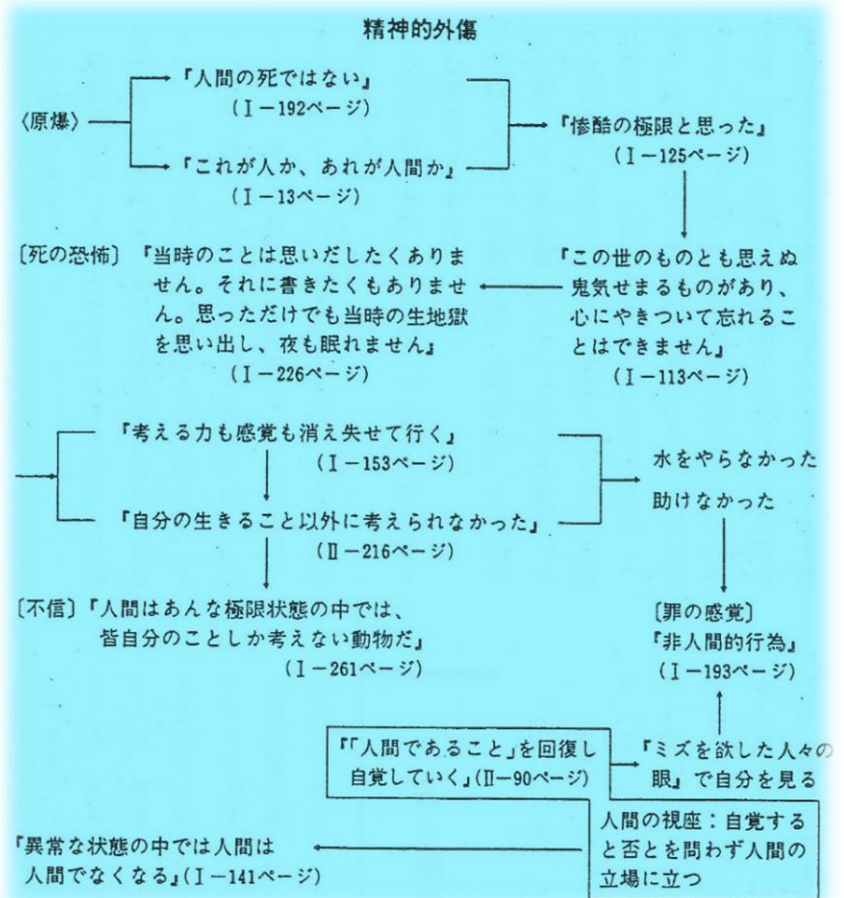
(b) 精神的外傷

「原爆死をどう考えるか」と題する講演（1990年）において、石田は、右の図をもとに「五 原爆体験の思想化」を語っている。

証言をもとにストーリーを描くことで、石田は、「反原爆は、原爆体験から生まれる」ことを確かめている。

「証言を残す…そのつらさに耐えて、あえてこのような証言をされた被爆者があればこそ」、私たち（聞く者・読む者）も「いよいよ深く原爆の反人間性を認識することができるのです」とも。

〔「原爆死をどう考えるか」、東友会『被爆者の生と死』1993 および『季刊科学と思想』86号、1992〕



(c)「あの日」の証言（ことば）を数値化する



原人会の奥田妙子は、8000 枚を超える「あの日」の証言すべてに幾度も幾度も目を通し、それぞれにどんなことが書かれているか、つかみ取っていった。おそらく、なぜ？ どうして？ と問いかけながら。作業用のコピー（左の写真）には、奥田の苦闘のあとが刻まれている。

書き記された事柄に区分コードをあたえ、記号に置き換えることが出来れば、「ことば」も数値化することが可能になる。アフターコードは、原人会例会での検討を経て、確定された。下記は、その単純集計結果である。

表 「あの日」の証言（アフターコード）

1. 受苦／子ども・女・年寄り	1,596 (19.3)
2. 受苦／その他	4,466 (53.9)
3. 死に様／子ども・女・年寄り	1,645 (19.9)
4. 死に様／その他	4,560 (55.1)
5. 罪意識／自分だけ助かったので	34 (0.4)
6. 罪意識／水をやったので	42 (0.5)
7. 罪意識／水をやらなかったので	251 (3.0)
8. 罪意識／助けられなかったので	550 (6.6)
9. 罪意識／助けず逃げたので	111 (1.3)
10. その他の罪意識	160 (1.9)
(小計)	1,148 (13.9)
11. 助けなかった（どうすることもできなかった）	902 (10.9)
12. 助けた（助けられた）	328 (4.0)
13. 無感動（放心状態）	213 (2.6)
14. 地獄（この世のものとは思えない、阿鼻叫喚）	1,483 (17.9)
15. 人間（人道、人類）	503 (6.1)
16. 忘れられない（脳裏から離れない、耳に残る）	2,420 (29.2)
17. 忘れてしまいたい（思い出したくない）	327 (3.9)
18. 音・光・におい（神経症状）	105 (1.3)
19. その他の記述	808 (9.8)
答合計	20,504 (247.6)
問 4 の記入者数	8,281=100
4 に記入なし	4,887
総 数	13,168 (人)

さて、この日も石田忠は、卒業生をまえに、「あの日」の証言から、被爆者のことばを熱く読み聞かせた。＂どんどん挙げる。一日でも読み上げますよ、諸君らに、

・「戦争だからで済まされていいのか」「人間であれば人間らしい死に方をさせてあげたかった」「あんな死に方をさせていいのか」「人間が人間に対してすることではない」「人間として許せない」「人間とは思えない異様な姿」「これは人間の死ではない」

・「水を欲した人の目に映った自分は何だったのか」—これを書いた人に私は会ってきました。お百姓さんです。普通の人ですよ—「あれで良かったんだろうか」

前者は複数の人の証言で構成したものである。

IV. むすび ～Part4 戦争責任と国家補償～

〈生きる意味〉をさぐりあてていく被爆者の営みについて統計を駆使して検証していく。「総括表」は、前のⅡ節で紹介した「**被爆者の死と生**」における、「1. むごい死」「2. むごい生」と「3. 被爆者のたたかい」との間の関係を確認していくものであった。

それらの間に関係がみてとれるとして、そのようなつながりがなぜ育まれていくのか。そこを突き止めない限り、研究を終えるわけにはいかない。石田は、生きる支えのうち、「**原爆死者の霊をなぐさめること**」並びに「**被爆者の仲間のために役立つこと**」を手がかりに、探究をつづけていった。統計集が 1500 表をこえるに至った所以（一端）はここにあった。

この日の講演の最後に、石田は、つぎの二人の証言を紹介している。

・人間が人間に対してなし得る惨虐にこれ以上のことがあるだろうか。（略）40年の歳月が流れた。しかし「あの日」の傷口は生々しく私達の身体と心に残っている。その傷口のうずく時、私の意識をその時点に逆流させる。この間被爆者は生きるために必死にたたかい続けて来た。そのたたかいの中で力つき、悲惨と残酷のみを残して亡くなった人も数多い。戦争の無益さ、悲惨さを、改めて思い起こし、核兵器が示した苛虐の極限と原爆が奪った人命の尊厳さを思うにつけ、悲惨な体験を語り継ごうと決意し、私の被爆体験を綴ってみた。 13-21-017

・原爆による「犠牲」（被爆の被害、苦しみ）を受忍しろという基本懇の意見にはどうしても妥協出来ない。被爆者（被爆死した者）として責任の追求を続けたい。ほんとうの戦犯はだれか。ほんとうの責任者は日本国自体ではないのか。私は援護法の制定をまず第一に努力したいと思う。 04-0708

「被爆者（被爆死した者）として」ということばに、石田は注意を喚起した。

「責任」について、講演の中で、石田はつぎのように語っている。

被爆者は、私らはなるほど貧乏してます、生活に困ってます、しかしこれは、国が戦争をやったからですよ、**私たちがこうなったのは、国が戦争をやったから、こうなったんだ、だから、私たちのこの状況に対して国は責任を負ってほしい、その責任にもとづいて補償をしてほしい、**というのが国家補償なんです。国の戦争責任というのをなぜ認めないのか。なぜ認められないか。何を考えてる人が認めないんだろうか。**国の戦争責任というのが確立されますとね、戦争をもう一度やった場合には、その戦争に関わる政治指導者、責任者の責任が問われる、**ということなんです。それが問われるということは、これはまさ

に、憲法第九条が実質的に生きてきちゃう。要するに、日本の政治家は、戦争が出来なくなる。憲法九条を変えなきゃいかん、戦争というものを想定する、という人たちにとっては、国の戦争責任を認める、そいつを法律で定める、なんてことは不可能ですね。今度は、戦争犯罪は日本国民からやられる。原爆被爆者に対する対策を見ていくと、我が国の当事者が戦争といったものを、どう考えているかというのが一番ははっきりわかる、ということのように思う。

1994 年 12 月、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定された。この新法は、「戦争を開始し遂行した国の責任」によって立つことなく、原爆医療法・特別措置法の被害認識、すなわち、「放射能に起因する健康被害」（他の戦争被害とは異なる特殊の被害）に固執したものであった。制定直後に開かれた日本被団協の代表者会議は、怒りと沈鬱な空気が交錯していた。

『原爆被害者調査』の遂行とそれにもとづく「原爆の反人間性」の解明、立法運動をもってしても、わが国政府の「受忍」政策を転換させるにはいたらなかった。

なぜ？ どうすれば？ （どこまで迫れていたか？）

この学習会シリーズを通じてときあかすことができれば……と願っている。



【後記】『原爆被害者調査』の設計に当たった者として、2005 年、『原爆体験:6744 人・死と生の証言』を書きました。本書は、恩師による「総括表」の枠組みを中軸に据え、私なりの証言分析と統計データをくわえたものになりました。

「あの日の証言」「被爆者の死」だけでなく、『原爆被害者調査票』のすべての問いに記された「ことば(自由記述回答)」をアーカイブにのこす。1985 年調査データの整理は、今もなお続けています。

なお、調査票の成り立ちについて詳しくは、拙稿「原爆被害者調査」の立場と構想」（1989）を参照。下記の URL からダウンロードできます。

<https://hermes-ir.lib.hit.ac.jp/rs/bitstream/10086/9566/1/HNshakai0002700670.pdf>